

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金 第四次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

すでに申請をされた方は、再度の申請は必要ありません。今回初めて申請される方は、これまでの合計額が配分されます。

被害区分		対象	申請できる方	配分金額
人的被害	重傷者	今回の震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折したなどの2次被害は対象外	負傷した本人	10 万円/人
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯 ※被災者生活再建支援制度において「解体世帯」および「長期避難世帯」と認められた場合を含む	住居に居住していた世帯主	～三次180万円 <u>四次 7 万円</u> 計 187 万円/世帯
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		～三次 135万円 <u>四次 7 万円</u> 計 142 万円/世帯
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		～三次 90万円 <u>四次 7 万円</u> 計 97 万円/世帯
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		～三次 45万円 <u>四次 7 万円</u> 計 52 万円/世帯
	準半壊	罹災証明書で「準半壊」と認定された世帯		～三次 35 万円 <u>四次 7 万円</u> 計 42 万円/世帯
	一部損壊	罹災証明書で「一部損壊」と認定された世帯		～三次 10 万円 <u>四次 7 万円</u> 計 17 万円/世帯

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2)添付書類

①重傷を負った方

- ☐ 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

②住家に被害を受けた方

- ☐ 罹災証明書の写し
- ☐ 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)
- ☐ 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

③通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

3. 申請方法

(1)窓口 場所:白山市役所本庁5階 財政課

または支所総務課・市民サービスセンター

時間:月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分

(2)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先:〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

白山市総務部財政課

4. 問い合わせ先

(1)配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話:076-225-1412

(2)配分、申請手続きに関すること

白山市総務部財政課

電話:076-274-9512